市政トピックス

MUNICIPAL ADMIISTRATION TOPICS

小規模工事などの参加登録申請

建設業の許可を受けていないなどの理由により、高浜市入札参加資格審査申請（建設工事）をすることができない方を対象に、高浜市が発注する小規模工事など（1件の金額が50万円以下の工事および修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもの）の契約を希望する方の登録の受付を行っています。

登録できる方　次の要件をすべて満たしている方

①高浜市内に主たる事業所（本社・本店）を有する方

②成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない方でない方

③希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方

④国税、都道府県税および市税の滞納がない方

対象となる業種の例

●土木造園関係　道路構造物、舗装、遊具、樹木植栽など

●建築関係　ガラス、サッシ、建具、壁、床、板金、瓦屋根、塗装など

●設備関係　電気、配線、照明、空調、水道など

物品・その他委託に係る競争入札（見積競争）の参加登録申請

高浜市が発注する一定額を超える物品・その他委託（1件の金額が物品については80万円超、その他委託については50万円超）に係る競争入札に参加を希望される場合は、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

また、一定金額以下の見積競争の場合も原則として、入札参加資格審査申請を行った方の中から業者選定が行われます。

登録できる方　次の要件をすべて満たしている方

①成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ない方でない方

②希望する業務の履行に必要な資格、免許などを有する方

③国税、都道府県税および市税の滞納がない方

対象となる業種の例

●物品購入　印刷、機械器具、文房具・事務用機器など

●業務委託　建物等各種施設管理、機械設備保守点検など

●物件借入　リース・レンタルなど

登録申請の方法　「小規模工事」および「物品・その他委託に係る競争入札」ともに電子申請（あいち電子調達共同システム（物品等））により、登録の申請を行ってください。

受付期間　平成24・25年度の登録申請は、随時受け付けています。

※詳細を市公式ホームページにも掲載しています。

問合せ先

市役所財務グループ

☎52-1111（内線312・322）

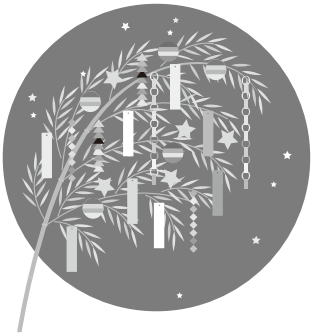

7月7日(土)・8日(日)は土日開庁の一部業務を休止します

住民基本台帳法の一部改正に伴うシステム更新作業のため、市民窓口グループにおいて取り扱う業務を一部休止します。

休業日　7月7日(土)・8日(日)

休止する業務

①印鑑登録の申請およびカード交付

②住民基本台帳カードの申請およびカード交付

③福祉医療費受給者証の交付

④異動（加入・転居・氏名変更など）を伴う国民健康保険被保険者証の交付

※③④については、申請届出のみ可。後日郵送します。

問合せ先

市役所市民窓口グループ

☎52-1111

・戸籍市民担当（内線214・218）

・福祉医療担当（内線227）

・国民健康保険担当（内線261・262）